



# 山形県公報

令和8年5月22日(金)  
第705号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……525
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……526
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米戦略推進課) ……同
- くろまぐろ(大型魚)に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の  
変更……………(水産技術振興センター) ……529
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……530
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……531
- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(農村整備課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土整備企画課) ……532
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則14-4(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の  
一部を改正する規則……………533

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(DX推進課) ……同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(中央病院) ……535
- 同……………(同) ……同

## 告 示

### 山形県告示第430号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和8年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類  | 廃止年月日    |
|------------------------|----------------------------------|----------|----------|
| 社会福祉法人 みらい             | ショートステイきらめきの里<br>天童市大字山口4540番地の1 | 短期入所生活介護 | 令和7.1.16 |

**山形県告示第431号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和8年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類          | 廃止年月日       |
|--------------------|----------------------------------|------------------|-------------|
| 社会福祉法人 みらい         | ショートステイきらめきの里<br>天童市大字山口4540番地の1 | 介護予防短期入所<br>生活介護 | 令和 7. 1. 16 |

**山形県告示第432号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 山形おきたま農業協同組合  
 代表理事組合長 若林 英毅  
 東置賜郡川西町大字上小松978番地1
- (2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |     |            | 変更年月日                                            |
|---------------------------|-----|------------|--------------------------------------------------|
| 変更前                       | 変更後 | 備考         |                                                  |
| 加藤 文一<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 令和8年4月24日<br>(宍戸利一、後藤瑞貴、漆山洗平に係るものについては令和8年3月31日) |
| 佐藤 智浩<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |                                                  |
| 平林 章<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |            |                                                  |
| 青木 豊志<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |                                                  |
| 寒河江 喜久夫<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |            |                                                  |
| 宍戸 利一<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   |     |            |                                                  |
| 田苗 政一郎<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |            |                                                  |
| 遠藤 隆則<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |                                                  |
| 竹田 栄司<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |                                                  |
| 佐藤 幸夫<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |                                                  |
| 金子 寛和<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |                                                  |
| 伊藤 繁明<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |                                                  |
| 登坂 幸治<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |                                                  |

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 小林 周一<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 佐々木 勝幸<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 高橋 政勝<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 菅原 利浩<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 佐々木 泰司<br>玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |
| 近野 信浩<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 金子 浩子<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 桑原 健太郎<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 本間 忠司<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 高橋 勝<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |
| 栗田 俊明<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 齋藤 達也<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 辻 浩明<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |
| 長谷部 克広<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 新野 克行<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 平 圭一郎<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 富樫 啓貴<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 横山 康彦<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 高橋 弘之<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 児玉 直樹<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 齋藤 佑輔<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 柏倉 義弘<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 横山 汐佑希<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 渡部 貴史<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |

|                          |                         |  |
|--------------------------|-------------------------|--|
| 石川 拓<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左                     |  |
| 後藤 瑞貴<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  |                         |  |
| 鈴木 崇史<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                     |  |
| 漆山 洗平<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  |                         |  |
| 渡部 桂一<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                     |  |
| 小関 勝彦<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                     |  |
| 渡辺 賢一<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                     |  |
| 阿部 美智彦<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左                     |  |
| 五十嵐 慎<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                     |  |
| 高橋 雅和<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                     |  |
| 鈴木 祥人<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                     |  |
| 本田 淳哉<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                     |  |
| 佐藤 駿<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左                     |  |
| 上田 伸治<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                     |  |
| 赤木 駿哉<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                     |  |
| 藤崎 仁人<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                     |  |
| 安部 奈緒<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                     |  |
|                          | 奥村 愛士<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば |  |
|                          | 長沼 洋明<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば |  |

2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

新庄市農業協同組合  
代表理事組合長 沼澤 正和  
新庄市沖の町5番55号

(2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |     |            | 変更年月日     |
|---------------------------|-----|------------|-----------|
| 変更前                       | 変更後 | 備考         |           |
| 斎藤 孝幸<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 令和8年4月30日 |

|                        |                   |  |
|------------------------|-------------------|--|
| 森 壮志<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左               |  |
| 正野 信一<br>玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左               |  |
| 高橋 秀典<br>もみ、玄米、大豆、そば   | 同 左               |  |
| 早坂 洋一<br>玄米、大豆、そば      | 同 左               |  |
| 金田 健志<br>玄米、大豆、そば      | 同 左               |  |
| 星川 優<br>玄米、大豆、そば       | 同 左               |  |
|                        | 松澤 彩花<br>玄米、大豆、そば |  |

山形県告示第433号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、水産技術振興センター水産振興部において縦覧に供する。

令和8年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第434号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、最上町東部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和8年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所                |
|----------|---------|--------------------|
| 理 事      | 笠 原 正 明 | 最上郡最上町大字富沢1186番地27 |
| 同        | 岸 義 隆   | 同 1339番地           |
| 同        | 奥 山 勝 明 | 同 1840番地           |
| 同        | 石 山 勝   | 同 1374番地           |
| 同        | 石 山 喜 仁 | 同 1359番地2          |
| 同        | 岸 泰 則   | 同 1820番地           |
| 同        | 石 山 孝 幸 | 同 1884番地2          |
| 同        | 三 部 敏 幸 | 同 本城959番地1         |
| 監 事      | 高 橋 順 一 | 同 富沢1815番地         |

|   |      |   |        |
|---|------|---|--------|
| 同 | 佐藤純一 | 同 | 1888番地 |
| 同 | 岸善一  | 同 | 577番地  |

**山形県告示第435号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、最上町東部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和8年5月22日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所               |
|----------|-------|------------------|
| 理事       | 奥山茂智  | 最上郡最上町大字富沢2343番地 |
| 同        | 奥山東悟  | 同 1378番地         |
| 同        | 高橋昭男  | 同 2949番地         |
| 同        | 奥山四郎  | 同 1813番地         |
| 同        | 石山喜仁  | 同 1359番地2        |
| 同        | 大場好一  | 同 1822番地         |
| 同        | 齋藤孝信  | 同 1841番地         |
| 同        | 佐藤千代志 | 同 2161番地         |
| 監事       | 大場浩美  | 同 1339番地         |
| 同        | 大場芳二  | 同 1818番地         |
| 同        | 岸善一   | 同 577番地          |

**山形県告示第436号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、伊佐沢土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和8年5月22日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名  | 住所            |
|----------|-----|---------------|
| 理事       | 佐藤茂 | 長井市上伊佐沢2760番地 |
| 同        | 渋谷正 | 同 1338番地      |

|   |         |   |           |
|---|---------|---|-----------|
| 同 | 朝 倉 幸 雄 | 同 | 中伊佐沢358番地 |
| 同 | 志 釜 和 紀 | 同 | 芦沢甲532番地  |
| 同 | 平 子 良 之 | 同 | 下伊佐沢892番地 |
| 同 | 小 関 一 広 | 同 | 507番地     |
| 同 | 那 須 宗 一 | 同 | 中伊佐沢949番地 |
| 同 | 増 田 治 彦 | 同 | 下伊佐沢847番地 |

**山形県告示第437号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、伊佐沢土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和8年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所          |
|----------|---------|--------------|
| 理 事      | 小 関 一 広 | 長井市下伊佐沢507番地 |
| 同        | 志 釜 和 紀 | 同 芦沢甲532番地   |
| 同        | 増 田 治 彦 | 同 下伊佐沢847番地  |
| 同        | 渋 谷 吉 介 | 同 上伊佐沢1421番地 |
| 同        | 鈴 木 雅 宏 | 同 3085番地     |
| 同        | 那 須 宗 一 | 同 中伊佐沢949番地  |
| 同        | 丸 山 敏 彦 | 同 下伊佐沢1539番地 |

**山形県告示第438号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和8年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

| 所有権の移転を受ける土地の所在する市町村 | 所有権の移転をする者の数 | 所有権の移転を受ける者の数 | 所有権の移転を受ける土地  |
|----------------------|--------------|---------------|---------------|
| 山 形 市                | 2 者          | 2 者           | 山形市花岡96番ほか1筆  |
| 上 山 市                | 1 者          | 1 者           | 上山市小穴字姥田3525番 |

|     |    |    |                              |
|-----|----|----|------------------------------|
| 天童市 | 2者 | 2者 | 天童市大字寺津字鍋田3468番ほか2筆          |
| 山辺町 | 1者 | 1者 | 東村山郡山辺町三河31番                 |
| 東根市 | 2者 | 2者 | 東根市大字野川字向原2361番ほか1筆          |
| 最上町 | 2者 | 2者 | 最上郡最上町大字若宮字町田1959番ほか3筆       |
| 米沢市 | 2者 | 1者 | 米沢市大字上新田字宮田704番ほか17筆         |
| 南陽市 | 2者 | 2者 | 南陽市宮内字源兵エ平三1541番1ほか3筆        |
| 高島町 | 2者 | 2者 | 東置賜郡高島町大字二井宿字大畑1186番ほか1筆     |
| 川西町 | 4者 | 4者 | 東置賜郡川西町大字上小松字南美女木1234番1ほか13筆 |
| 長井市 | 5者 | 4者 | 長井市成田字深町2928番ほか14筆           |
| 白鷹町 | 1者 | 1者 | 西置賜郡白鷹町大字横田尻字古川尻8653番1ほか9筆   |
| 庄内町 | 1者 | 1者 | 東田川郡庄内町余目字東小島639番ほか2筆        |

2 認可年月日

令和8年5月11日

**山形県告示第439号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施する地域

山形市大字前明石、大字松栄、大字南館西、大字飯沢、大字羽黒堂、大字長苗代及び大字南石関地内

2 公共測量を実施する期間

令和8年5月11日から同年9月30日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量、水準測量及びUAVレーザ測量）

**山形県告示第440号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき村山市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

(1) 種 類 村山都市計画

(2) 名 称 村山都市計画用途地域

2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月22日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

#### 山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第1山形市市長部局の項中「部長」を「部長、政策調整監」に改め、「DX推進監」を削り、同表鶴岡市議会事務局の項中「主幹」を「事務局次長、主幹」に改め、同表鶴岡市市長部局の項中「室長」を「室長、園長」に改め、同表鶴岡市会計課の項中「課長」を「課長、主幹」に改め、同表酒田市市長部局の項中「市長公室長」及び「次長（市長公室に置くものに限る。）」を削り、同表中山町町長部局の項中「課長」を「課長、主幹」に改め、同表小国町町長部局病院の項中「看護部長」を「看護介護部長」に、

|            |         |   |
|------------|---------|---|
| 訪問看護ステーション | 所長、事務主幹 | を |
| 介護老人保健施設   | 事務長     |   |

|            |         |       |
|------------|---------|-------|
| 訪問看護ステーション | 所長、事務主幹 | に改める。 |
|------------|---------|-------|

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワーク単独公所用VLAN透過型L2アクセス回線通信サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 令和8年7月2日（木） 午後3時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワーク単独公所用VLAN透過型L2アクセス回線通信サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和8年8月1日から令和11年7月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和8年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和8年1月30日付け県公報第675号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当 電話番号 023(630)2152

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和8年6月11日（木）午後3時まで、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月5日（金）午後3時まで山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Yamagata Prefectural Government's Central Communication Network VLAN transmission line L2 access communication services for single public office : 1 set
- (2) Time-limit for tender: 3:00 P.M. July 2, 2026
- (3) Contact point for the notice: DX Promotion Division, Department for Innovation, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2152

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年5月22日

山形県立中央病院長 鈴木 克 典

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
耳鼻科外来内視鏡システム賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023 (685) 2623
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年3月25日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
ティーメディクス株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 1件当たり 内視鏡機器2,236.3円 情報機器168.3円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年5月22日

山形県立中央病院長 鈴木 克 典

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 血液製剤 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023 (685) 2623
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年3月31日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
日本赤十字社東北ブロック血液センター 宮城県仙台市泉区明通二丁目6番1号
- 5 随意契約に係る契約金額

|   | 品名               | 規格包装       | 契約単価<br>(税込) |
|---|------------------|------------|--------------|
| 1 | 照射赤血球液－LR「日赤」    | 200mL由来 1袋 | 9,067円       |
| 2 | 照射赤血球液－LR「日赤」    | 400mL由来 1袋 | 18,132円      |
| 3 | 照射洗浄赤血球液－LR「日赤」  | 400mL由来 1袋 | 20,522円      |
| 4 | 照射解凍赤血球液－LR「日赤」  | 400mL由来 1袋 | 32,757円      |
| 5 | 新鮮凍結血漿－LR「日赤」120 | 200mL由来 1袋 | 9,160円       |

|    |                       |                |          |
|----|-----------------------|----------------|----------|
| 6  | 新鮮凍結血漿－L R 「日赤」 240   | 400mL由来 1袋     | 18,322円  |
| 7  | 新鮮凍結血漿－L R 「日赤」 480   | 480mL 1袋       | 24,210円  |
| 8  | 照射濃厚血小板－L RBS 「日赤」    | 5単位 約100mL 1袋  | 43,596円  |
| 9  | 照射濃厚血小板－L RBS 「日赤」    | 10単位 約200mL 1袋 | 86,859円  |
| 10 | 照射濃厚血小板－L RBS 「日赤」    | 15単位 約250mL 1袋 | 130,277円 |
| 11 | 照射濃厚血小板－L RBS 「日赤」    | 20単位 約250mL 1袋 | 173,701円 |
| 12 | 照射濃厚血小板HLA－L RBS 「日赤」 | 10単位 約200mL 1袋 | 103,259円 |
| 13 | 照射濃厚血小板HLA－L RBS 「日赤」 | 20単位 約250mL 1袋 | 206,052円 |
| 14 | 照射洗浄血小板－L RBS 「日赤」    | 10単位 約200mL 1袋 | 86,859円  |

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当